

発行所

株式会社 F P シミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## ☞ 役員の間ドック費用

Q：当社では、役員のみを対象として人間ドックによる検診を行う予定ですが、その検診料を会社が負担した場合、福利厚生費として処理してよいのでしょうか。

A：役員のみを対象とした場合には、役員賞与に該当します。

### 【解説】

会社が役員や従業員の健康診断を行い、その費用を負担した場合、その役員や従業員へ経済的利益を与えたということで、給与課税の対象となるのが原則ですが、次のような条件で実施している場合には、給与として課税しなくても差し支えないものと考えられます。

- (1) 特定のものだけが検診の対象となるのではなく、例えば、一定の年齢以上の者であればすべてその検診の対象となるものであること
- (2) その人間ドックによる検診の内容が健康管理上の必要から一般に実施されるものであり、その費用として通常必要であると認められる範囲内のものであること
- (3) 検診費用の額は、会社から診療機関に対して直接支払われるものであること

ご質問の場合には、役員のみを対象としていますので、(1)の条件を満たさず、給与課税の対象となってしまいます。

